

損害賠償の額を定めることに関する専決処分について

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により市議会に報告する。

平成30年2月21日 提出

周南市長 木 村 健 一 郎

記

1 専決処分の内容

(1) 損害賠償の発生の原因となる事実

平成29年12月14日（木）午後4時23分頃、山口市朝田の国道9号沿いにある国保会館付近において、環境生活部保険年金課職員の運転する公用車が、信号待ちにより停車していた相手方車両に接触し、相手方車両の一部が破損した物損事故

(2) 損害賠償の相手方

住所

氏名

(3) 損害賠償の額

¥205,260-

2 専決処分の年月日

平成30年2月7日

(参考)

事故状況図

国保会館

